

群馬大学研究・産学連携推進機構高度人材育成部門規程

平成28. 4. 1 制 定
改正 令和 2. 4. 1 令和 3. 4. 1
令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学研究・産学連携推進機構規則第3条第3項の規定に基づき、群馬大学研究・産学連携推進機構高度人材育成部門（以下「部門」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 部門は、ポストドクター及び博士課程学生（以下「ポストドクター等」という。）のキャリア開発支援、起業家精神に富んだ人材養成を通じた実践的な高度人材を育成並びに我が国の研究大学に必要な研究支援人材育成を目的とする。

(組 織)

第3条 部門に、次の各号に掲げるセンター及び室を置く。

(1) 高度人材育成センター

(2) 研究支援人材育成コンソーシアム室

2 前項各号のセンター及び室に関し必要な事項は、別に定める。

(業 務)

第4条 部門は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) ポストドクター等のキャリア開発支援に係る事業計画の立案及び調整に関すること。

(2) 研究支援人材育成に関すること。

(3) その他部門の目的を達成するために必要な事項

(職 員)

第5条 部門に、部門長を置く。

2 部門に副部門長を置くことができる。

(部門長等)

第6条 部門長は学長が指名する群馬大学（以下「本学」という。）の教員をもって充てる。

2 部門長は部門の業務を掌理する。

3 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の部門長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前条第2項の規定に基づき置く副部門長は、学長が指名する本学の教員をもって充て、部門長を補佐する。

5 副部門長の任期は、部門長の任期を超えることはできない。

(会 議)

第7条 部門の円滑な運営を図るため、群馬大学研究・産学連携推進機構高度人材育成部門会議（以下「部門会議」という。）を置く。

2 部門会議は、第4条各号に掲げる業務の遂行に関し必要な事項を審議する。

3 部門会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

（1）部門長

（2）高度人材育成センター長

（3）研究支援人材育成コンソーシアム室長

（4）研究・産学連携推進機構の主担当を命ぜられた教員のうち部門を担当する者

（5）共同教育学部、情報学研究科、医学系研究科、保健学研究科及び理工学府から選出された教員 各1人

（6）生体調節研究所から選出された教員 1人

（7）その他部門長が必要と認めた者 若干人

4 部門会議に議長を置き、部門長をもって充てる。

5 議長が必要と認めたときは、第3項各号以外の者を部門会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

（事 務）

第8条 部門の事務は、関係部課等の協力を得て、研究推進部産学連携推進課において処理する。

（規程の改廃）

第9条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に指名される部門長の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。